

北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例をここに公布する。

平成30年 2 月 19 日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 1 号

北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例

(別紙のとおり)

## 議案第1号

### 北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 職員の自己啓発等休業については、北上市職員の自己啓発等休業条例（平成28年北上市条例第26号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合職員定数条例の一部改正)

2 北上地区消防組合職員定数条例(昭和49年北上地区消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第4条第2項第5号に規定する消防職員であって組合に常時勤務する者(期間を定めて雇用される者、退職者、育児休業者及び地方公共団体等に派遣された者で管理者が承認したものを除く。)をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第4条第2項第5号に規定する消防職員であって組合に常時勤務する者(期間を定めて雇用される者、退職者、<u>自己啓発等休業者</u>、育児休業者及び地方公共団体等に派遣された者で管理者が承認したものを除く。)をいう。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

平成30年2月19日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

職員の能力開発のための大学等課程の履修又は国際貢献活動を支援するため、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めようとするものである。